

資料 2 関係府省庁が推進する多機関連携による包括的支援施策

1	厚生労働省	重層的支援体制整備事業	—————	1
2	厚生労働省	地域ケア会議における関係者との連携		2
3	消費者庁	消費者安全確保地域協議会	—————	5
4	こども家庭庁	離婚前後家庭支援事業	—————	8

1 厚生労働省 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年社会福祉法改正により創設。※ 実施市町村数：42（R3）→ 585（R8）（予定）
- ① 介護・障害・こども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- 主に体制整備初期段階で活用し、**既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進**することを目的とする。

2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・こども・生活困窮分野の相談支援事業・地域づくり事業の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
- ② 多機関協働事業等を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
- （1）多機関協働事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。
- （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。
- （3）参加支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

（注）事業目的を踏まえ、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用に移行していくことも考えられる。

3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

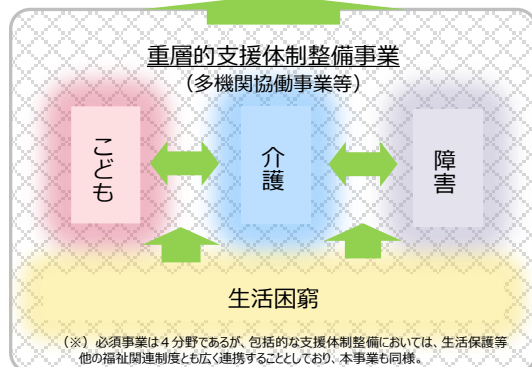
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

<交付基準額等>

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

「重層的支援体制整備事業のイメージ」

既存制度・機関の支援者の対応力強化、
既存制度・機関間の連携強化



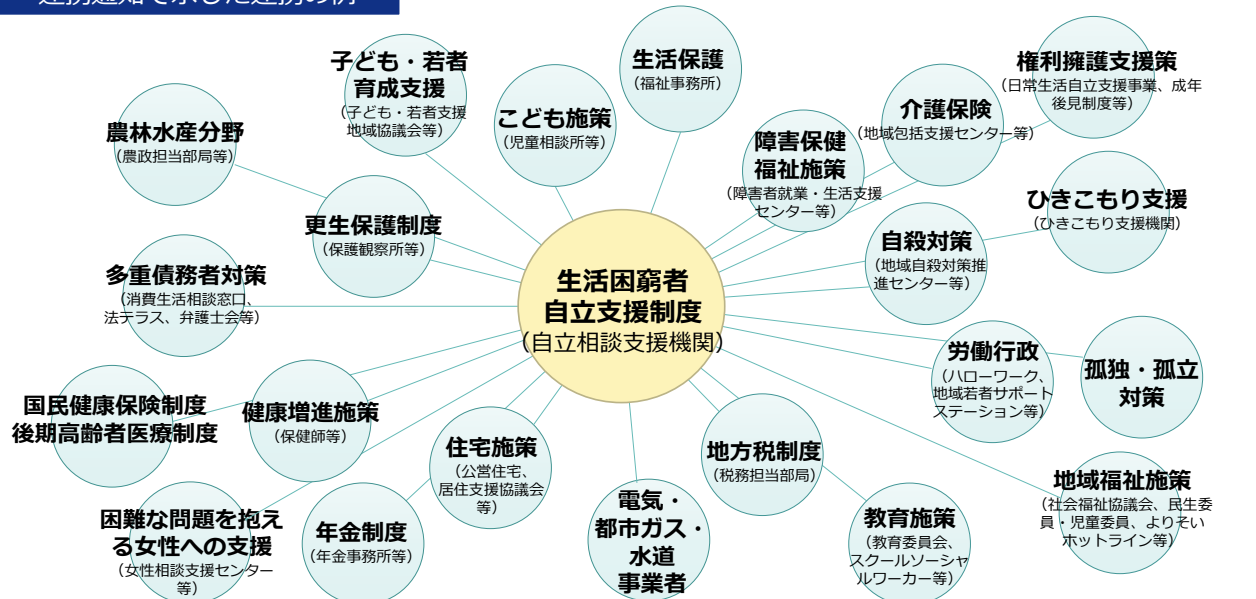
（※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携

（参考）

- 生活困窮者自立支援制度では、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じてきめ細かく支援することが重要。また、必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、**自立相談支援事業等の利用勧奨**を行うことが必要。
- さらに、**地域資源の開発**に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知で示した連携の例



（厚生労働省提供資料）

2 厚生労働省 地域ケア会議における関係者との連携

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要（令和8年法律第51号）

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村における相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域等の地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とその他の事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

1. ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等への相談支援機能等の強化 1. ④ 成年後見制度等の適切な利用の支援

現状・課題

- 福祉の各領域（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制の枠組みにおいて、頼れる身寄りがいない者からの相談が寄せられた場合に対応はしているものの、積極的な体制整備が行われていない現状があり、現在、居宅介護支援事業所においてやむを得ず実施せざるを得ない法定外業務（いわゆるシャドウワーク）に係る生活ニーズについても、地域全体として対応していく必要がある。
- 成年後見制度が必要なくなったときに利用を終了することが可能な制度へと見直されることを踏まえ、判断能力が不十分な者が、成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう、権利擁護に関わる地域の関係機関・民間団体等の連携協力体制を構築する必要がある。

見直し内容

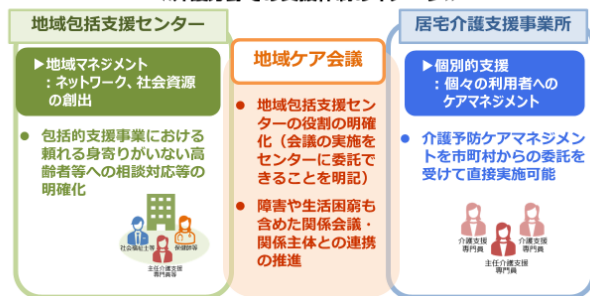
<頼れる身寄りがいない高齢者等の支援体制の整備>

- 地域における頼れる身寄りがいない高齢者等の相談支援体制の整備及び地域資源の活用・開発を推進する観点から、
・ 頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応について、介護保険制度の包括的支援事業（総合相談支援事業）の相談対象として明確化等するとともに、各市町村で地域課題として議論し実効的な課題解決を行うため、圏域ごとの体制づくりを行う観点から、地域ケア会議の実施を地域包括支援センターに委託できることを明記し、障害や生活困窮等の他分野も含めた関係会議・関係主体との連携を推進する。
※ あわせて、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について、居宅介護支援事業所も市町村から委託を受けて直接実施することを可能とする。
・ 頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応について、生活困窮者自立相談支援事業や障害者相談支援事業の対象として明確化等するとともに、生活困窮者の見守りも含めた居住の支援を行う地域居住支援事業の対象となることを明確化する。

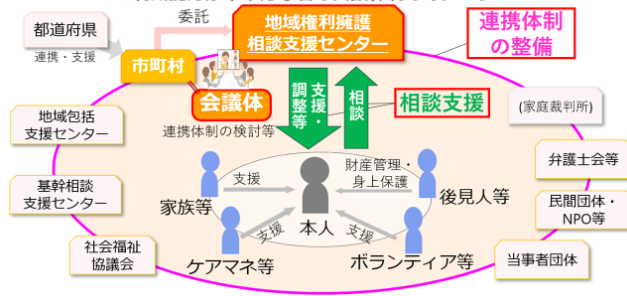
<判断能力が不十分な者の支援体制の整備>

- 判断能力が不十分な者が成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう支援するため、権利擁護に携わる支援関係者や本人等に対する相談支援及び地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備に関する事務を市町村の努力義務とするとともに、地域における権利擁護制度の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、これらの事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターやこれらの事務の効果的な実施のために必要な情報の交換や、地域における連携体制の整備に関する検討等を行う会議体を設置できるようにする（センター・会議には秘密保持義務。）。

<<介護分野での支援体制のイメージ>>



<<判断能力が不十分な者の支援体制のイメージ>>

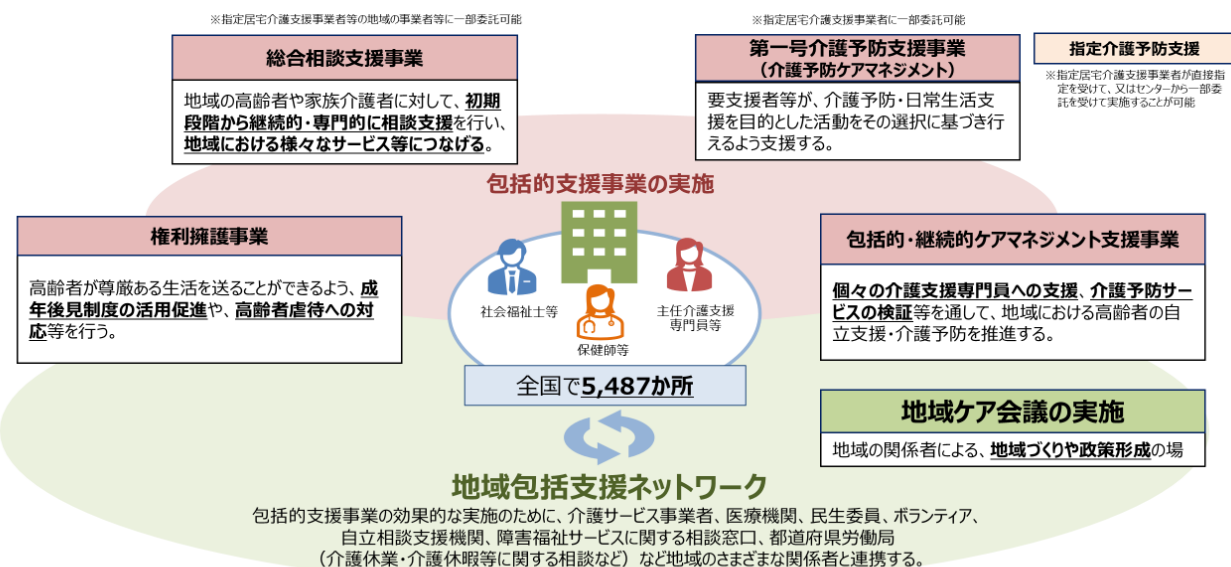


(厚生労働省提供資料)

2 厚生労働省 地域ケア会議における関係者との連携

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること**を目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）



(注) 地域包括支援センターの設置数は令和7年4月現在（資料出所：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

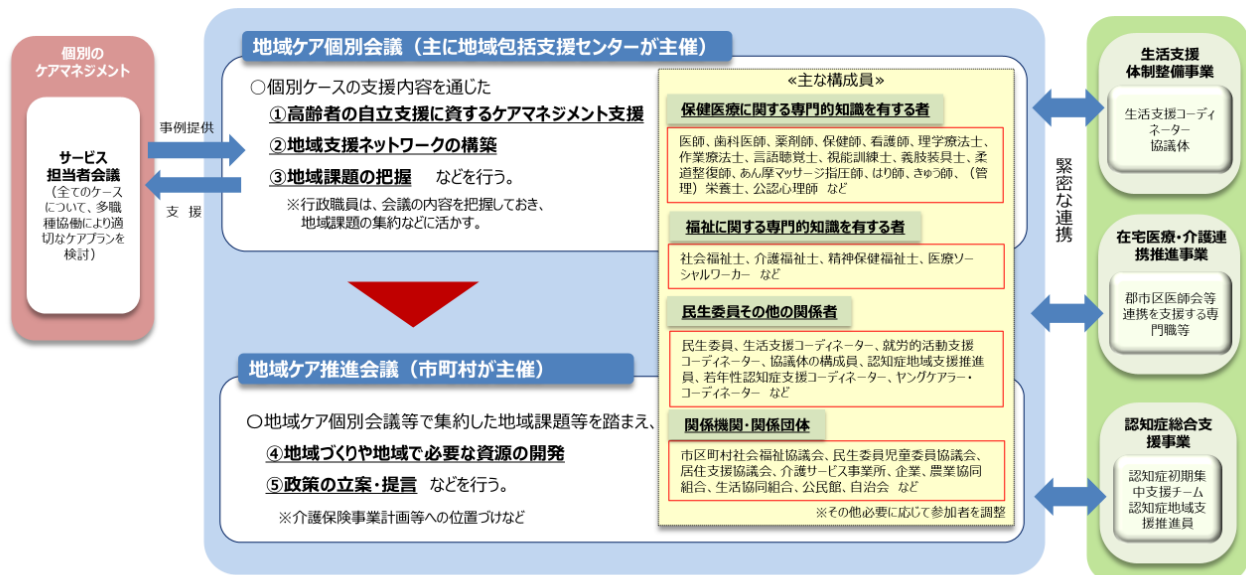
地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、

- 地域包括支援センター等において、多職種協働による個別ケースの検討等を行い、ケアマネジメント支援、地域のネットワーク構築、地域課題の把握等を行い、
- 市町村は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていく。

※地域ケア会議の実施にかかる費用については、包括的支援事業（社会保障充実分）に係る費用として計上

<地域ケア会議の全体像>



(厚生労働省提供資料)

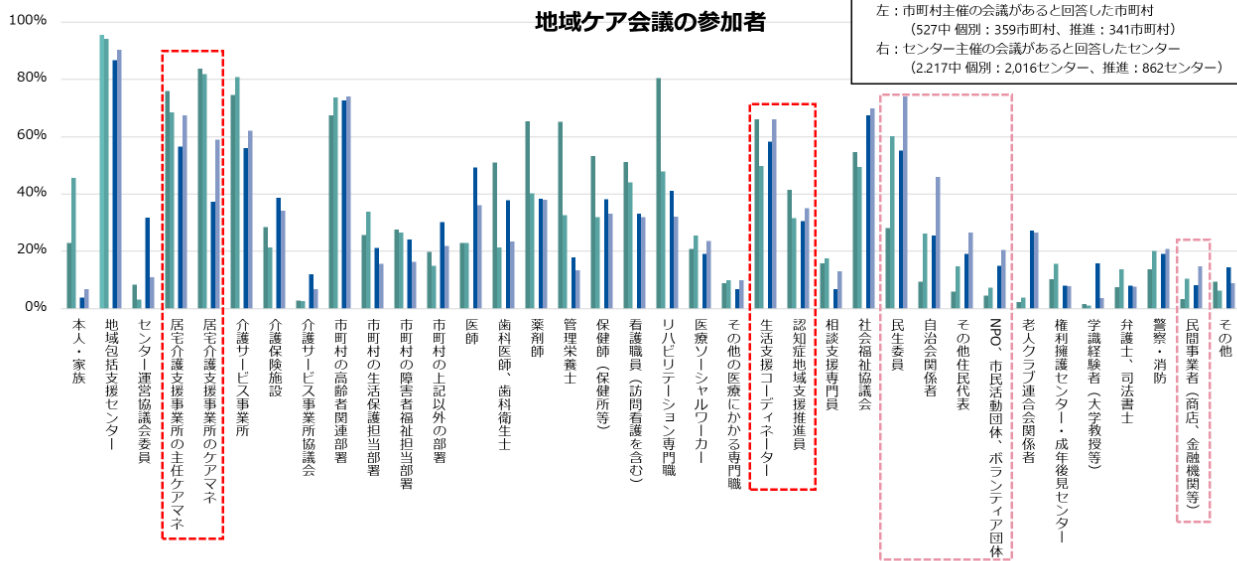
2 厚生労働省 地域ケア会議における関係者との連携

地域ケア会議の参加者

社会保障審議会
介護保険部会
(第126回)
令和7年10月9日

資料2

- 医療関係職種や、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーやケアマネジャーをはじめとした介護関係職種の他、**生活支援コーディネーター**や**認知症地域支援推進員**の参加もみられる。
- センター主催の会議では市町村主催に比べ、**民生委員**、**自治会**、**住民**、**民間事業者**など、より地域に根ざした参加者の割合が高い。



【出典】令和7年度老人保健健康増進等事業「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業及び地域ケア会議のあり方とそれを担う地域包括支援センター及び地域の関係者・関係機関の役割等に関する調査研究事業」(PwCコンサルティング合同会社) ※中間結果をもとに厚労省にてグラフ作成 ※市町村票：1,741中527市町村が回答(回収率30.3%)、地域包括支援センター票：2,217センターが回答

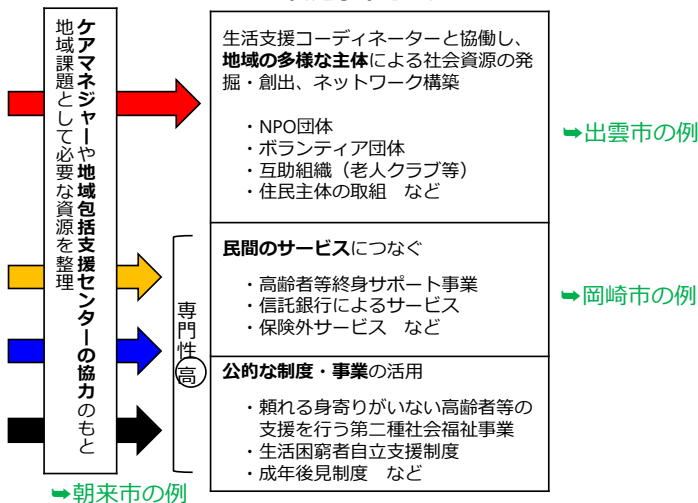
頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える課題の解決に際して つながるべき関係者・関連事業等の例

- 頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える課題として、生活支援、財産管理、身元保証、死後事務などが挙げられる。
- こうした課題の解決方法としては、**地域ケア会議などを活用して地域課題として必要な資源を整理することに加え、地域の多様な主体による取組、民間サービス、公的な制度・事業(頼れる身寄りがいない高齢者等の支援を行う第二種社会福祉事業、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度)**など、必要なニーズに対応した関係者・関連事業等につなげていくことが考えられる。

頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える課題の例

生活支援	・ 通院の送迎・付き添い ・ 買い物の同行、物品購入 ・ 日用品や家具の処分 ・ 介護保険サービス等に係る手続きの代行
財産管理	・ 定期的な収入(年金等)・支出(公共料金等)に係る手続き代行 ・ 生活費の管理 ・ 財産の保存、管理、売却等に係る手続き代行
身元保証	・ 入退院・入退所時の手続き支援 ・ 緊急連絡先の指定の受託、緊急時の対応
死後事務	・ 死亡や火葬に係る手続き代行 ・ ライフラインの停止に関する手続き代行 ・ 残置物などの処理に係る手続き代行 ・ 墓地の管理・撤去に係る手続き代行

つながるべき関係者・ 関連事業等の例



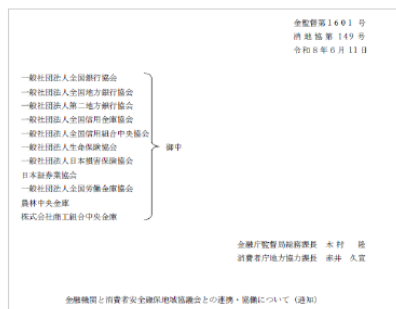
※「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会の中間整理」(令和6年12月)及び総務省行政評価局「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」(令和5年8月)もとに整理

(厚生労働省提供資料)

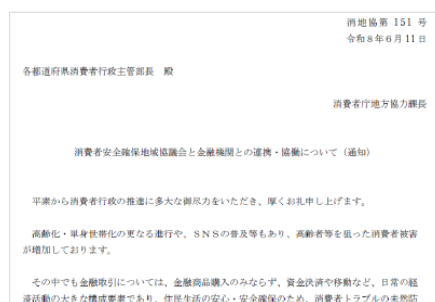
消費者安全確保地域協議会における金融機関との連携・協働

- 見守り活動の活性化に向けては、地域の多様な主体の連携が必要であるところ、消費者と接する機会も多く、**窓口等を通じて消費者の異変を探知しやすい金融機関は、見守り活動における重要なプレーヤー。**
- 地域の消費者行政と金融機関との連携深化のため、令和8年6月、**金融庁・消費者庁連名で通知を发出。**

金融庁 **消費者庁** 金融機関と消費者安全確保地域協議会との連携・協働について（通知）



消費者庁 消費者安全確保地域協議会と金融機関との連携・協働について（通知）



金融庁・消費者庁から金融機関の全国団体への通知内容

- ✓ 傘下の会員等（金融機関）に対し、
 - 支店等の所在地域の自治体から要請があった場合、協議会の構成員としての参画を積極的に検討すること
 - 消費生活センターからの提供資料の窓口での配布・掲示、消費者の来店、消費者への訪問時に、注意喚起など積極的な情報提供を行うこと
 - 来店、訪問時に消費者の異変を発見した場合、消費生活センター等への取り次ぎこと
- 地域における見守り活動に積極的に参画するよう周知を依頼

消費者庁から都道府県消費者行政部局への通知内容

- ✓ 県の協議会への金融機関の参画や啓発活動等、金融機関との連携強化に努めていただきたいこと
- ✓ 管内市区町村の消費者行政担当部局に対して、所在する金融機関に協議会への参加や協力を働きかけていただきたいこと

今回の両庁による通知を契機に
消費者行政と金融機関の連携強化、
地域の見守り活動の活性化に繋がることを期待

全国消費者見守りネットワーク連絡協議会

- 本協議会は、地域で日々消費者の見守り活動に取り組む官民関係者の連携強化を目的として例年開催。
- 今年度新たに5団体の参画を得、見守りネットワークの全国的な組織として、見守り活動の活性化に向けた情報・意見交換を実施。見守り対象者との信頼関係・信頼できる仕組みづくりの重要性などを確認。

第21回全国消費者見守りネットワーク連絡協議会 開催概要

日時	令和7年10月14日（火）14時～16時
場所	中央合同庁舎第4号館共用220会議室 ×オンライン会議によるハイブリッド
主な議題	● 消費者庁報告 ● 構成団体の取組事例発表（生命保険協会・日本介護支援専門員協会） ● 質疑応答・意見交換

参加者	● 連絡協議会構成団体 福祉関係者・民間事業者等、53分野の団体 ※今年度新規参加：5団体 全国防犯協会連合会、全国消費者協会連合会、全日本冠婚葬祭互助協会、日本証券業協会、日本郵政 ● 都道府県関係者 ● 関係省庁等 内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、国民生活センター
-----	--

連絡協議会 現地会場の様子



申合せ（抜粋）

各構成員は、傘下の団体や地方公共団体にも働きかけ、積極的に地域協議会に参画する。

- 1 連携 各構成員は多様な主体と緊密に連携して、配慮を要する消費者を見守り、消費者被害の未然防止と迅速な被害回復に取り組む。
- 2 発信 各構成員は配慮を要する消費者トラブルの未然防止のため、積極的な情報発信を行う。
- 3 参画 各構成員は消費生活センターへの情報提供、消費者教育・啓発の取組に積極的に参画する。
- 4 検証 各構成員は地域協議会の設置やその活動の促進が図られるよう活動状況を定期的に検証する。

全国消費者見守りネットワーク連絡協議会

● 構成団体（令和7年10月時点）

高齢福祉関係団体	障がい者関係団体	消費生活関係団体	事業者関係団体
一般社団法人 日本介護支援専門員協会	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	公益財団法人 消費者教育支援センター	一般社団法人 全国銀行協会
一般社団法人 日本在宅介護協会	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	全国消費者協会連合会	一般社団法人 全国地方銀行協会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	一般財団法人 日本消費者協会	一般社団法人 第二地方銀行協会
公益社団法人 認知症の人と家族の会	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合会	公益社団法人 全国消費生活相談員協会	一般社団法人 全国信用金庫協会
公益財団法人 介護労働安定センター	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	一般社団法人 全国信用組合中央協会
公益財団法人 全国老人クラブ連合会		主婦連合会	一般社団法人 生命保険協会
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 ・地域福祉推進委員会	専門職団体	全国消費者行政ウォッチネット	一般社団法人 日本損害保険協会
全国ホームヘルパー協議会	公益社団法人 日本介護福祉士会	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	日本証券業協会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会	公益社団法人 日本社会福祉士会	全国女性団体連絡協議会	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
全国民生委員児童委員連合会	日本弁護士連合会	特定非営利活動法人 消費者機構日本	公益社団法人 全日本トラック協会
特定非営利活動法人 高齢社会をよくなる女性の会	日本司法書士会連合会	特定非営利活動法人 日本消費者連盟	全国農業協同組合中央会
	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	日本生活協同組合連合会	公益社団法人 消費者関連専門家会議
			公益社団法人 日本新聞販売協会
政府等	自治体関係		日本郵政 株式会社
内閣府	全国知事会		一般社団法人 全日本結婚葬祭互助協会
厚生労働省	全国市長会		
警察庁	全国町村会		
国土交通省			
金融庁			
消費者庁			
			その他関係団体
			公益財団法人 全国防犯協会連合会

（消費者庁提供資料）

■ 事業の目的

離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施するもの。

■ 事業の概要（法的支援に関するもの）

「(3) 養育費・親子交流の履行確保に資する取組」として、

- ・弁護士等を配置することによる個別相談支援
- ・養育費受取に係る民事執行手続の申立てに係る費用支援
- ・養育費受取に係る弁護士費用の支援 等

■ 実施主体等

- 都道府県、市、福祉事務所設置町村（※民間団体への委託可）
- 事業の実施に要する経費のうち、補助金として国が2分の1を負担

こども家庭庁 離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ） 拡充		支援局 家庭福祉課
＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算 203億円の内数（180億円の内数）		
事業の目的		
○ 離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。		
事業の概要		
(1) 相談員の配置 親子交流支援員を含めた相談員の配置 (2) 親支援講座 ・親支援講座 養育費や親子交流の取決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。 ・情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。 (3) 養育費・親子交流の履行確保に資する取組 ① 離婚前段階からの支援体制強化 別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画作成等を行う。 ② 戸籍・住民担当部局との連携強化 戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親担当部局と連携を図る。 ③ 弁護士等による個別相談支援 弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。 ④ 養育費等の取決めに係る費用補助 ・公正証書等による債務名義の作成支援 公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。 ・戸籍謄本等の書類取得補助 調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。 ・ADRの活用支援 裁判外紛争解決手続(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。 ⑤ 養育費の履行確保に係る費用補助 《拡充》 ・保証契約支援 保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。 ・養育費受取に係る手続費用の補助 民事執行手続の申立てに係る費用支援を行う。 ・養育費受取に係る弁護士の活用 養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間分）を行う。 ⑥ 同行支援 養育費や親子交流の取決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。 ⑦ 親子交流支援 支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施 (4) 相談者の状況やニーズに応じた支援 ① 離婚前後のカウンセリング支援（心理担当職員の配置） ② 外国語に対応した親支援講座・ガイダンス（通訳の配置、ICT機器活用等） ③ 託児サービス ④ 夜間・休日対応 ⑤ SNSによる相談対応 (5) 先駆的な取組 (1)～(4)のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。		
実施主体等		
【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可		【補助単価】1自治体当たり 39,939千円（3事業以上実施の場合）
【補助率】国：1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/2		24,000千円（2事業実施の場合）
		12,000千円（1事業実施の場合）

（こども家庭庁提供資料）

■ 支援の具体例①：弁護士等費用の補助

- 養育費の取決め（調停事件等）や履行確保（民事執行手続等）のために弁護士等を利用したときに、その弁護士費用等を助成する施策
- 自治体によって異なるが、上限10万円～15万円程度が多い
- 令和6年度は全国で16か所の自治体が実施
- 例えば金沢市では、法テラスとも連携し、年間10件以上の利用実績がある
- なお、民事法律扶助との調整規定の有無や内容は自治体によって異なる

金沢市の取組

取組内容

3 代理人弁護士の活用支援

- ・高校生に相当する年齢以下の子がいる親が、養育費の取決め又は回収（強制執行）のため、代理人弁護士を利用した場合に、**弁護士費用（着手金及び報酬金）を助成**。
- ・利用者が代理人候補となる弁護士を探せるように、**法テラスの法律相談を案内**することに加えて、金沢弁護士会と締結した協定に基づき、同会所属の弁護士による法律相談（1時間無料）もあわせて行っている。
- ・**法テラス事件も助成対象**。

- ・助成金の交付に係る申請期限は、弁護士費用（着手金、報酬金ごとに区別する）が確定しこれを支払った年度末まで。
- ・上限各10万円

#費用補助(履行確保)

<助成手続と助成金交付の流れ>

- ① 利用者→市：事前相談＋計画認定申請
- ② 市→利用者：計画認定通知
- ③-1 **利用者&弁護士：委任契約の締結**
- ③-2 弁護士費用の支出（利用者において領収書を保管）
- ④ 利用者→市：助成金の交付申請
- ⑤ 市→利用者：助成金の交付

<助成金の交付に必要な書類>

- ・委任契約書又は委任状の写し
- ・事件に着手したことがわかる資料
- ・事件終結（成果）がわかる資料
- ・領収書

<利用実績>

（着手金）

- ・令和6年度 計画認定申請64件、助成金交付申請17件
- ・令和7年度 計画認定申請71件、助成金交付申請19件

※12月末現在

（報酬金）

- ・令和6年度 計画認定申請64件、助成金交付申請1件
- ・令和7年度 計画認定申請71件、助成金交付申請7件

※12月末現在

京都府八幡市の取組

POINT ● 養育費の履行確保を図るための支援

取組内容

◆ 養育費の履行確保を図るための支援の実施

- ・こどもの健やかな成長に不可欠な経済的基盤となる**養育費の取り決めを促進し、継続した養育費の履行確保を図るため、下記①から③に係る経費等に対し、補助金を支給**
- ①**公正証書作成経費** 養育費の取決めにする際の経費のうち、公正証書手数料（上限4万3千円）
- ②**養育費保証契約締結経費** 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回分の保証料として本人が負担するもの（上限5万円）
- ③**養育費請求調停及び強制執行申立て経費** 養育費請求調停申立て及び未払の養育費に係る強制執行申立てに要する費用のうち、弁護士への着手金及び実費（着手金上限10万円、実費上限5万円）

#費用補助(取決め) #費用補助(履行確保)

<事業イメージ>

相談

- ・市の窓口にて、制度説明
- ・申請に必要なものの確認

実施

- ・公正役場で公正証書の作成
- ・保証会社と契約
- ・弁護士と契約、着手金支払い、調停等申立て

申請

- ・市の窓口へ申請
- ・市が、書類を審査し、交付決定、補助金を支給

八幡市養育費確保支援事業補助金

申請フローチャート

<申請に必要な書類>

- ・戸籍謄本
- ・児童扶養手当証書
- ・対象経費の明細がわかる領収書等
- ・補助金の振込先口座がわかるもの
- ・その他必要書類
- ①公正証書
- ②養育費取決め文書、養育費保証契約書
- ③養育費取決め文書、弁護士との契約書、着手金または実費諸費用の請求書と領収書、手続きをしたことがわかる書面

<利用実績（見込み）>

- ・令和7年度（公正証書作成経費のみ）相談5件、申請3件 ※12月末現在

（こども家庭庁提供資料）

■ 支援の具体例②：弁護士への法律相談に関する支援

- 弁護士による無料法律相談を実施する施策
- 令和6年度は全国で52か所の自治体が実施
- 多くの自治体で、年間数十件程度の利用実績がある
- 新潟県などいくつかの自治体では、弁護士による法律相談に先立って、自治体職員や養育費相談員において事実関係を聴取・整理して法律相談につなぐ取組を実施

新潟県の取組

#相談支援

POINT

- 養育費相談員・弁護士による無料相談の実施(新潟市との合同事業)
- 養育費に関する公正証書作成等に対する補助事業

取組内容

1 養育費相談員・弁護士による無料相談の実施(新潟市との合同事業)

養育費相談員相談：平日(年末年始を除く)9時30分～16時30分に相談対応。
(一社)新潟県ひとり親家庭福祉連合会への委託により実施。
(ひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置)
公式LINEから申し込みが可能。

弁護士相談：新潟県内の離婚前の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を月2回実施。**
相談は前々日までに専用申し込みフォーム又は電話による事前予約が必要。
弁護士による無料相談は来所、電話、オンラインより選択可能。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・相談を希望する方より、センターへ電話または公式LINEによる事前予約

聞き取り

- ・養育費相談員による状況確認

相談

- ・弁護士による無料相談
※毎月第2、4木曜日の17:00～19:00、1人30分

<相談実績(R6年度)>

弁護士相談	養育費相談
57件	131件

<実施方法>

相談種別	実施方法
養育費相談員相談	来所,出張相談,オンライン電話,メール,ハローワーク巡回相談
弁護士相談	来所,オンライン,電話

(こども家庭庁提供資料)